

第 15 回レクシア知財セミナー
レクシア特許法律事務所 ONE DAY 東京セミナー
使える権利の話だけをするレクシア知財学
ー権利行使を前提とする特許・意匠のプロセキューションと、知財訴訟の留意点ー

2012年11月20日(火) 10:00~17:30 (9:30 受付開始) フクラシア品川 (長田ビル6階会議室)

企業のコスト意識の高まりから、近年、知財業務においては、ただやみくもに権利を取得するだけではなく、権利の活用に重点がシフトしており、権利行使を想定した上での権利化業務が重視されてきています。また、国内外で、日本企業が特許や意匠の侵害の紛争に巻き込まれるケースも増えてきています。

レクシア特許法律事務所は、特許、意匠、商標、知財法務、訴訟の各分野において、豊富な経験を有する4名の代表パートナー（弁理士及び弁護士）が対等な立場で協働し、多数の侵害案件を担当しているほか、常に権利行使を意識した形でグローバルな権利取得業務を行っています。

本セミナーでは、特許及び意匠の権利行使のあり方及び権利行使を前提としたプロセキューションの中から、特に重要なテーマを厳選してご説明いたします。

レクシア知財セミナーは、これまで13回に亘って大阪で開催してきましたが、厳選されたテーマに対して参加者の皆様からは大変ご好評を得ておりました。セミナーには、関西以外からも、西は九州、東は東京、東北からご参加を頂いておりましたが、関西以外での開催のご要望も多く頂いておりました。そこで、今回はこれまで扱ったテーマの中から特に好評を頂いたテーマを厳選し、内容をさらに充実させた一日セミナーを東京地区で開催することといたしました。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

セミナーのお申込みについて

【開催日・申込締切日】

2012年11月20日(火) / 2012年11月13日(火) 申込締切

【セミナー申込方法】

第1部～第4部のご希望の講演だけの申し込みも可能です。別紙下段の申込書に必要事項をご記入の上、レクシア特許法律事務所宛にFAX又はメールにてご返信ください。**弊所の受信に代えて、受付完了といたします。**参加者欄が足りない場合は、適宜別紙にご記入のうえあわせてお送りください。なお、1社あたりの参加者の限定数はございません。但し、定員超過にいたった際は、大変恐縮ながら締切日を待たずにお断りする場合がございますことを、あらかじめご了承ください。

【会場案内】

セミナー会場： フクラシア品川 (長田ビル6階会議室) (定員 70名)

【アクセス】

 ・JR品川駅、京浜急行品川駅から徒歩約4分 (<http://www.fukuracia.jp/shinagawa/access/>)

【参加料】 無料

(企業の知財関係者対象)

【お問合せ】
レクシア特許法律事務所

TEL : 06-6448-7777

FAX : 06-6448-7766

Email: info@leixa-ip.jp

 〒530-0005 大阪市北区中之島
 6-2-40 中之島インテス 21階


レクシア特許法律事務所 ONE DAY 東京セミナー
使える権利の話だけをするレクシア知財学

—権利行使を前提とする特許・意匠のプロセキュションと、知財訴訟の留意点—

2012年11月20日(火) 10:00~17:30 (9:30 受付開始) フクラシア品川 (長田ビル6階会議室)

講師：レクシア特許法律事務所 代表パートナー

弁理士 立花顕治、弁理士 田中順也、弁護士・弁理士 山田威一郎、弁理士 松井宏記

【当日のスケジュール】

9:30 受付開始 (お名刺を頂戴致します)

10:00-11:30 【第1部】特許権・意匠権侵害訴訟の実務上の留意点

(弁護士・弁理士 山田 威一郎)

特許権、意匠権などの知的財産権の本質は排他権であり、他社の侵害行為を排除できることに真の意味があります。第1部では、特許権・意匠権侵害行為に対する対応策、警告書の送付から侵害訴訟の提起までの交渉の留意点、侵害訴訟の審理の進め方と訴訟を有利に進めるためのポイント、損害賠償額の計算方法、仮処分申立の活用法、差止強制執行の方法など特許権・意匠権に権利行使に関わる実務的なポイントについてご説明します。

11:30-12:30 昼休憩

12:30-14:00 【第2部】デザイン思想を保護するための関連意匠と部分意匠の活用法

(弁理士 松井 宏記)

真に関連意匠や部分意匠を活用した意匠保護の方法とは何か。十分な実例とともに、関連意匠と部分意匠の各種利用方法を類型分けして意匠保護の方法をお示しします。特許で保護しきれない構造、商標で保護しきれない装飾、独立意匠だけでは保護しきれないデザイン思想の保護方法について解説致します。

14:00-14:15 休憩

14:15-15:45 【第3部】当事者系の攻防にも耐えうる明細書の作成 Part 1: 機械・電気編

(弁理士 立花 顕治)

侵害訴訟では、非侵害や特許無効の判決を得るため、被告側は全力で原告特許の明細書のアヲを探してきます。第3部では、裁判例のみならず、当事務所所属の弁理士の訴訟経験を踏まえ、特に、機械電機分野において、侵害訴訟で突かれやすいポイントを考慮した明細書の作成指針について解説いたします。第3部で取り上げるテーマの例は以下の通りです(変更の場合もあります)。

<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟で問題となる文言の解釈 ・作用効果と権利解釈の関係 ・課題とクレームの構成との関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレアンプルの解釈 ・クレームを構成要件列挙型で書く理由 ・機能的記載の解釈
--	---

15:45-16:00 休憩

16:00-17:30 【第4部】当事者系の攻防にも耐えうる明細書の作成 Part 2: 化学・バイオ編

(弁理士 田中 順也)

一見技術常識と思われる用語、又は明細書で定義した用語であっても、発明の本質を捉えた上で正しく規定されていなければ、記載不備となります。また、化学・バイオ分野の発明では、拒絶理由や無効理由を克服するために出願後に実験データを提出しようとしても、その実験データの内容は明細書の開示内容に拘束されます。このような明細書に関する問題は、特に無効審判や侵害訴訟において顕在化しています。そこで、当事者系の攻防にも耐え得る明細書の作成について事例を挙げて解説いたします。

17:30-18:00 名刺交換会及び質疑応答

※第1部から第4部までのご希望の講演だけでもご参加いただけます。

◆弊所の詳細、講師の経歴等については、弊所ホームページをご参照ください。

⇒ www.lexia-ip.jp

◆過去の弊所セミナーについては、弊所ホームページの「レクシア知財セミナー」のページをご参照ください。

⇒ www.lexia-ip.jp/lexia_seminar_introduction.html

レクシア特許法律事務所 ONE DAY 東京セミナー
使える権利の話だけをするレクシア知財学

－権利行使を前提とする特許・意匠のプロセキューションと、知財訴訟の留意点－

2012年11月20日(火) 10:00～17:30 (9:30 受付開始) フクラシア品川 (長田ビル6階会議室)

FAX またはメールでお申し込みください。

参加申込書

このまま FAX にてご返信ください

レクシア特許法律事務所 行き
 FAX : 06-6448-7766

< 第15回 LEXIA ONE DAY 東京セミナー 参加申込書 >

会社名		紹介者	《ご紹介を受けられた場合にのみご記入下さい》
住所	〒		
TEL		FAX	
参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail] [全て・第1部・第2部・第3部・第4部]に参加する (参加希望の講演に○を付けてください)	参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail] [全て・第1部・第2部・第3部・第4部]に参加する (参加希望の講演に○を付けてください)
参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail] [全て・第1部・第2部・第3部・第4部]に参加する (参加希望の講演に○を付けてください)	参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail] [全て・第1部・第2部・第3部・第4部]に参加する (参加希望の講演に○を付けてください)

※メールで申し込みされる場合には、この用紙を添付ファイルとしてお申し込み頂くか、
 上記事項をメール本文に記載の上、申し込みください。

メール申込先: info@lexia-ip.jp

メールタイトルを「11/20 セミナー申し込み」として送信ください。